

第 5 章

取り組みの展開

第 5 章

基本方針 1

地域で支えあい、つながるしくみをつくります 【地域住民主体の取り組み】

小地域福祉活動やボランティア活動など、地域住民が主体となって行う取り組みや、福祉教育、地域団体・福祉団体への支援などを実施し、地域のさまざまな課題を発見・解決していきます。

（１）小地域福祉活動の推進 **重点 1**

①実施体制の整備・活動支援

- ・ふれあい交流活動、イベント活動、要援護者の支えあい活動や見守り活動、地域情報の収集や提供活動などを地区ごとに展開し、区民が抱える困りごと、心配ごとなどを地域の中で自主的・主体的に解決することを目指していきます。
- ・人と人がつながるしくみづくりを目指し、実施地区に対し必要な支援を行います。各地区の担い手などから意見を聞きながら地域の実情を把握し、職員の支援体制や助成金の使いみちなど、支援方法の見直しに向けた検討を平成 29 年度から行います。

②活動に関する情報交換会などの開催

- ・地域福祉活動にかかわってきた人たちが、地域や参加者・協力者の変化などを実感できる機会として、また、それぞれが抱える問題や課題などを共有し、今後の活動に活かしていくために、区内全域、あるいは一定の区域を単位に情報交換会などを実施します。



地域住民福祉活動情報交換会

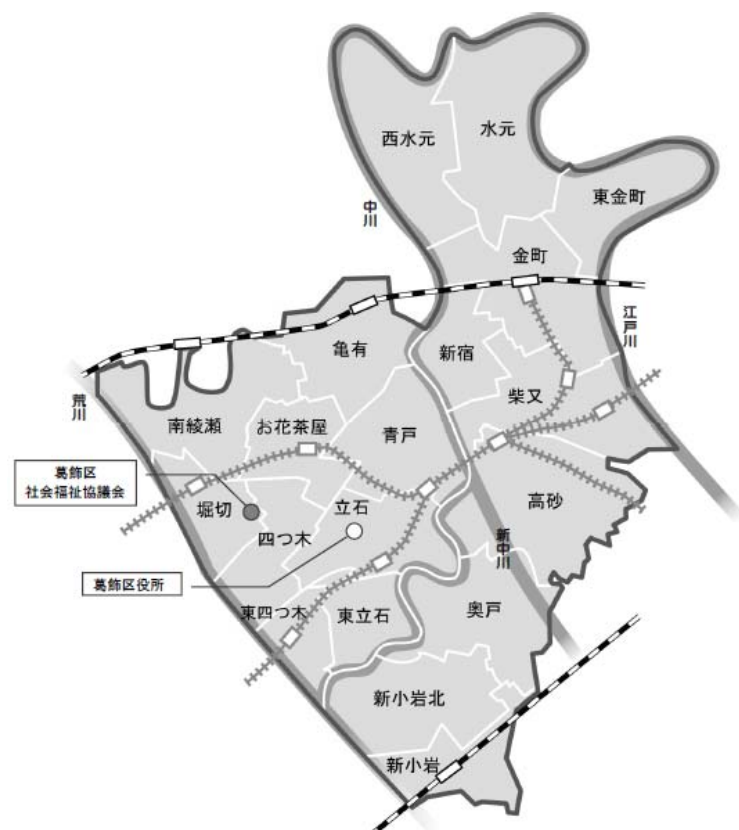
健康教室（東金町地区）



③活動の担い手の拡大・育成

- ・活動に取り組んでいる地区のリーダーや中心的なメンバーなどを対象に研修会を実施し、活動がより円滑に進められるよう支援します。
- ・地域福祉活動の一層の活性化と、担い手の拡大を目的に講座などを開催します。各地区の小地域福祉活動推進組織などと連携しながら講座を企画・運営し、地域での実践活動を通じて、担い手の拡大・育成を図っていきます。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
研修・講座など	検 討	実 施	→		



小地域福祉活動の地区図
(連合町会単位 19 地区)

(2) ボランティア活動の推進

①ボランティアまつり

- ・ボランティア活動について、広く区民の方々に理解してもらい、参加してもらうため、日ごろからボランティア活動に取り組んでいる方々の発表や交流の場として開催します。
- ・社協だよりやホームページ、SNSのほか、近隣の町会へ周知協力を依頼するなど、積極的にPRを行い、多くの区民の方々にボランティア活動に親しんでもらうため、ボランティアまつりを情報発信の場として活用します。また、来場者の関心・理解を高めてもらうよう、各団体の日ごろの活動のPRにより、「体験・PR」の充実を図っていきます。

②ボランティア講座

- ・ボランティア活動への理解ときっかけづくりを目的とした講座をはじめ、具体的なボランティア活動を学び、体験する講座などを実施します。
- ・講座受講後に実際の活動につながるよう、情報提供や活動の受け皿を提供するなど支援を行います。

③専門ボランティア養成講座 ★

- ・環境、音訳、点訳、傾聴、食事サービス、おはなしボランティアなど、専門的な知識や技術を必要とするボランティア活動に関する講座を開催します。
- ・実際の活動を体験するなど、より実践的な内容の講座を実施するとともにボランティアグループと連携し、1人でも多くの方を活動につなげていきます。
- ・講座では、ボランティア活動の大切さを学ぶとともに、専門分野のボランティア活動に対する理解を深めながら、知識と技術を身につけ、それぞれの分野で活躍できる人材を養成していきます。

④相談・紹介・登録

- ・ボランティア活動希望者や受入れ希望者のニーズを適切に把握し、確実に効果的なコーディネートとタイムリーな情報提供を行っていきます。
- ・ボランティア情報などの収集に全力で取り組み、どの相談者に対しても的確な情報を提供できるよう、地区を担当する職員がていねいで確実なマッチングを行っていきます。



このマークがついている取り組みは、「第2次ボランティア活動推進計画」で重点的に推進する取り組みです。

⑤ボランティアグループ支援

- ・登録ボランティアグループに対し、活動の育成・充実・発展を図るため、活動助成を通じて支援を行います。
- ・登録団体すべてに助成金制度のお知らせを送付するなど、引き続き周知に努めます。

⑥情報収集・発信のしくみの充実 ★

- ・ボランティアセンターのホームページや、ボランティアセンターだよりなどを活用して、ボランティア活動に関する情報発信を充実させます。ボランティア活動報告を記事に反映させるなど、内容の充実を図ります。
- ・常に情報の収集に努め、区民からの相談に確実に対応していきます。そのためには、情報発信の中心となるホームページや広報紙の改良に取り組み、「簡単、わかりやすい、さがしやすい」を目指した広報媒体を作成します。
- ・年代別に効果的なPR方法を選択し、幅広い年代層へ情報を発信します。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
ホームページなどの リニューアル	検討・実施	運用			

(3) 福祉教育の充実

①ボランティアスクール

- ・ボランティア活動に関心・興味のある中・高生を対象に、基礎学習や体験学習などを実施し、福祉やボランティア活動への認識を深めてもらうとともに、将来の活動者としての人材育成を図ります。

②福祉・ボランティア出前講座 ★

- ・福祉やボランティア活動への理解を深めるため、学校や地域に福祉関係者やボランティアを講師として派遣し、講座を開催します。また、幅広い講座を提供するため、出前講座講師を養成します。
- ・「車いす体験学習」「手話体験学習」「アイマスク・ガイドヘルプ体験学習」など体験活動を通して、福祉やボランティア活動に対する認識を深めながら、ボランティア活動参加へのきっかけをつくります。児童・生徒や地域の方々にとって魅力ある内容の講座を開催できるよう、メニューの拡大に取り組んでいきます。



このマークがついている取り組みは、「第2次ボランティア活動推進計画」で重点的に推進する取り組みです。

- ・ホームページやボランティアセンターだよりなどを活用して、福祉教育の周知と効果を伝えるとともに、講師のスキルアップや、積極的に講座メニューを提案するなどのアプローチを展開し、開講数や実施校・団体の拡大を図っていきます。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
実施校・団体数	36校・4団体	37校・5団体	38校・6団体	39校・7団体	40校・8団体
年間養成講師数	2人	2人	2人	2人	2人

③福祉教育推進協力校支援

- ・福祉教育に積極的に取り組んでいる学校を「協力校」に指定し、活動費の一部を補助するとともに、情報交換会の開催やパネル展の実施などにより、事業PRの強化を図ります。

学校が必要とするボランティアや福祉に関する情報提供の充実に努めます。また、福祉教育推進の取り組みを通じて、各学校との連携を進めます。

④福祉教育研修会

- ・福祉教育やボランティア学習を指導する立場の教員に対して、知識や資質の向上を図るための研修会を開催し、様々な知識やノウハウ、情報を伝えていきます。
- ・学校に対する案内やPRを工夫し、福祉教育の必要性、重要性を伝えていきます。

（４）地域団体・福祉団体等の支援

①地区高齢者支援活動助成

- ・高齢者福祉の増進を図るため、各地区で行われる敬老行事や高齢者の福祉向上につながる活動を対象に助成を行います。
- ・高齢者支援活動への取り組みを支援し、各地域の高齢者支援に結びつくよう、様々な活動内容を紹介したり、小地域福祉活動との連携について検討を行います。

②地域福祉活動助成

- ・赤い羽根共同募金の配分金や社協会費を原資として、区内で地域福祉活動を行う施設や団体に助成しています。今後は児童分野などで先駆的な活動をしている施設・団体に対して迅速に助成ができる仕組みづくりを検討していきます。

基本方針 2

区民同士のたすけあい活動を広げます 【地域住民と社協が協力する取り組み】

住民参加型福祉サービスなどの地域支えあい活動や、成年後見センター機能の活用、福祉人材の育成・活用など、地域住民と社協が協力した取り組みを行います。

（１）地域支えあい活動の充実 **重点 2**

① しあわせサービス（住民参加型有償家事援助サービス）

- ・ 日常生活で支援が必要な高齢者、障がい者、ひとり親家庭、妊産婦の方などに協力会員を派遣し、家事援助などを行います。
- ・ 社協だよりやホームページの活用とともに、地域に出向いてのPR、効果的な説明会の開催などにより、引き続き協力会員の確保に努めます。
- ・ 平成7年度から変更されていない活動謝礼・利用料について、料金改定を検討します。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
料金改定	検討	準備	実施	→	



しあわせサービス（活動の様子）



②新しい住民参加型家事援助サービス

- ・区の第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で取りあげられている「地域住民が主体となって取り組む事業」について、新たな家事援助サービスの検討を進めます。

③ファミリー・サポート・センター（住民参加型有償育児支援サービス）

- ・仕事と育児の両立及び子育て家庭の育児を支援するため、仕事の都合や急な用事などで一時的に育児に困ったときに、サポート会員が子どもの預かりや送迎などの育児援助を行い、子育ての負担軽減を図ります。
- ・平成28年2月より、対象児童を小学校3年生から6年生までに拡大しました。このため、高学年児童への円滑なサポート活動実施のために、研修内容の充実を図ります。
- ・サポート会員の少ない地区については、出張説明会など、地域に出向いてのPR・スポット的なアプローチを行うことによりサポート会員の確保に努めるとともに、活動の少ない現任会員の活用にも努めます。
- ・社会的・経済的な状況を踏まえ、料金改定について区と協議・検討を行います。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年間延べ利用人数	5,691人	5,691人	5,691人	区次期計画による	

※ 年間延べ利用人数は葛飾区子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）による。



ファミリー・サポート・センター
(活動場面)

④ハンディキャブ運行

- ・高齢者や障がいのある方が、安心して外出し社会参加できるよう、運転ボランティアの協力のもと、リフト付きワゴン車（ふれあい号）を運行します。
- ・現状のサービスを継続して提供しつつ、利用者の要望によりの確にえられるよう、運転ボランティアの確保とスキルアップを図ります。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年度末運転ボランティア数	12人	13人	14人	15人	16人

⑤生活支援ボランティア

- ・高齢者や障がい者などを対象に、草取り、窓ふき、電球の交換、家具の移動など、日常生活でのちょっとした困りごとを解決するため、地域のボランティアを無料で派遣します。
- ・支援を必要とする方が地域で安心して暮らし続けることができるよう、ボランティアの確保に努め、迅速かつ的確なサービス提供を行い、多様化するニーズに応じていきます。

⑥高齢者食事サービス活動支援

- ・食事サービス（配食・会食）を行うボランティア団体などを支援し、ひとりぐらし高齢者の安否確認や孤独感の解消、また、地域住民とのふれあいの場を提供します。
- ・実施団体の体制強化を図るため、専門ボランティア講座の実施などにより、人材の育成・発掘に努めます。



(2) 成年後見センター機能の活用

重点3

① 成年後見センター

- ・判断能力が不十分な高齢者や障がい者などが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、相談から援助までを一体的に支援するために次の取り組みを行います。
- ・職員による福祉サービスに関する相談や財産の管理に関する相談などの一般相談、福祉サービスに関する権利侵害、成年後見制度の利用、遺言・相続などについての弁護士などによる専門的な相談を実施します。
- ・成年後見制度についての相談から成年後見人等の受任や市民後見人の育成など、成年後見制度に関する総合的な取り組みを進めます。
- ・認知症やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などに対するニーズがますます高まると予想されることから、判断能力が不十分な方が、地域での在宅生活を続けることができるよう、社協だよりやホームページだけでなく、地域へ出向いてのPRや事業説明などの開催、関係機関との連携などにより、事業の周知を強化し、潜在的な需要の発掘に努め、支援が必要な方々の利用が進むよう支援していきます。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
地域福祉権利擁護事業 財産保全管理サービス事業 (年度末契約者数)	43 人	48 人	53 人	58 人	63 人
法人後見・後見監督 受任件数累計	10 件	15 件	20 件	25 件	30 件

② 人生のエンディングの準備支援事業【新規事業】

区民が住みなれた地域で人生の終末期を迎えるにあたり、安心して旅立てるよう、講演会の開催やエンディングノートの作成・配布など社会福祉協議会の公共性を活かした事業を展開していきます。

③ 苦情解決第三者委員の設置・運営

- ・社会福祉協議会の福祉サービス利用者などからの苦情に対し、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進するため、第三者の立場（学識経験者、民生委員・児童委員等）からなる「苦情解決第三者委員」を設置し、苦情解決・調整のための事業を実施します。
- ・委員の設置についてPRすると共に、福祉サービス利用者の利益の保護やサービスの向上に取り組みます。

(3) 健康づくり・生きがいづくり

①ワークスかつしか（シニア就業支援事業）

- ・おおむね 55 歳以上で、健康で働く意欲のある人を対象に、身近な地域での就業相談、情報提供等を行うことにより、体力・能力・意欲に応じた多様な働き方や社会参加を支援するとともに、不況時に備え、安定的な就業支援態勢を築きます。
- ・ 65 歳までの雇用の定着に伴いシニア世代の再就職希望者の減少傾向が見られることから、より P R に努め、来所者数の確保を進めます。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
施設来所者	1,800 人	1,850 人	1,900 人	1,950 人	2,000 人
あっせん就職者	120 人	125 人	130 人	135 人	140 人

②高齢者作品展

- ・ 高齢者（60 歳以上）が長年の経験や技術、趣味などを活かして制作した絵画、書、手工芸品などの作品を展示する高齢者作品展を開催します。
- ・ 多くの人に出品、来場してもらうよう周知に努め、健康でいきいきとした人生を過ごしてもらうとともに、創作意欲の向上や相互交流を図ります。

③介護支援サポーター

- ・ 65 歳以上の高齢者などが、区内の介護保険施設などでサポーター活動を行うことにより、自身の介護予防や生きがい活動につなげる事業を実施します。活動時間は「ポイント」として評価し、評価ポイントを換金して希望者に交付します。
- ・ サポーター本人にとってメリットのある事業であることを前面に押し出すなど周知に努め、新規登録者を確保します。
- ・ サポーターが身近な地域で活動できるよう、受け入れ施設について、その開拓に努めます。

(4) 福祉人材の育成・活用

①手話講習会

- ・区民に広く手話を学んでもらうことにより、聴覚障害者などへの理解を深めるとともに、手話通訳者になる動機づけを行ないます。
- ・受講生が手話通訳者になるためのステップを確実に踏むことができるよう、講習内容の充実を図ります。
- ・講習会修了生の中で手話通訳者にはならない方が、地域で聴覚障害者などのコミュニケーションを図ることに役立てるよう、手話ボランティアなどの新たな仕組みをつくりまします。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
手話ボランティアなど	検討	実施			



手話講習会

②手話通訳者派遣

- ・聴覚障害者及び音声言語機能障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手話通訳者を派遣します。
- ・手話通訳者を増やすため、統一試験合格に向けた手話講習会・応用コースにおいて受験対策などの内容充実を図るとともに、現任通訳者のスキルアップを目的とした研修の充実を図ります。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
利用登録者数	268 人	273 人	278 人	283 人	288 人

※ 年次目標値は平成 28 年度葛飾区行政評価を基に平成 30 年度以降を想定。

(5) 募金活動の推進

①歳末たすけあい・地域福祉活動募金

- ・ 共同募金運動の一環として、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会など関係団体の協力を得て、「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」を実施します。
- ・ 募金の趣旨、目的、使途などについて、一層の事業PRを行い、漸減傾向にある募金額の維持・増額を目指します。

単位：円

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
募金額の維持・増額	22,997,000	23,122,000	23,227,000	23,344,000	23,461,000

②赤い羽根共同募金

- ・ 共同募金会葛飾地区協力会の事務局として、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会など関係団体の協力を得て、「赤い羽根共同募金運動」を実施します。
- ・ 募金の趣旨、目的、使途などについて、一層のPRを行い、漸減傾向にある募金額の維持・増額を目指します。

単位：円

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
募金額の維持・増額	10,341,000	10,392,000	10,443,000	10,495,000	10,547,000

赤い羽根共同募金
募金活動の様子



基本方針 3

自分らしく安心して暮らせるまちをつくります 【社協が支援を提供する取り組み】

在宅福祉サービスや生活福祉資金の貸付、災害ボランティア活動の支援など、社協が主体となって行う取り組みを実施します。

（１）在宅福祉サービスの充実

①ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業

- ・ 65 歳以上の在宅のひとりぐらし高齢者に対し、乳酸菌飲料を毎日（祝祭日を除く月～金）配達し、その際、あいさつなど一声かけることにより、安否の確認を行うとともに、孤独感の解消を図ります。
- ・ 手渡しによる配達を進めるとともに、「葛飾区高齢者見守り相談窓口」など関係機関との連携を密にし、制度の利用効果の理解・周知促進、利用者の確実な安否確認につなげます。
- ・ 血縁関係の減少や希薄化などの社会状況などの変化を踏まえ、利用要件などの見直しを行います。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
一日あたりの平均 利用人数	1,200 人	1,250 人	1,300 人	1,360 人	1,410 人

②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

- ・ ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児などに支障が生じている場合に、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、その自立を図ります。
- ・ 利用者が抱える様々な事情により、本事業だけではひとり親家庭などの自立を図ることが難しいケースが増加傾向にあるため、区の子ども総合センターや保健センターなど関係機関との連携を密にして事業を推進します。
- ・ 対象児童の年齢や、保護者が就労を前提とした技術取得のための通学や自立支援プログラム活動を行う場合の利用内容の追加など、対象拡大について検討します。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
対象拡大	検討	準備	実施		

（２）生活福祉資金の貸付等

①生活福祉資金貸付事業

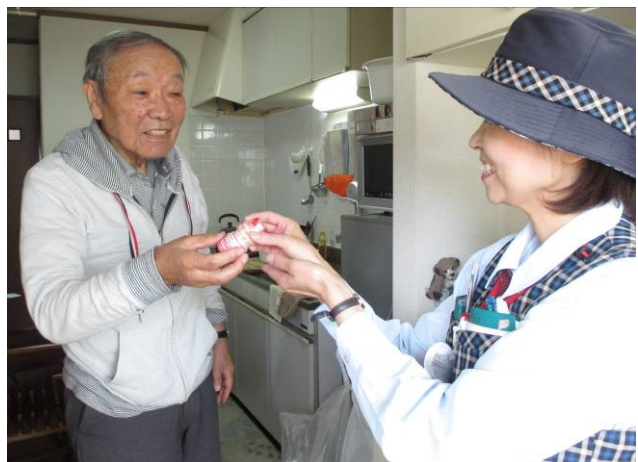
- ・低所得者、高齢者、障がい者、離職者世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。
- ・一定の居住用不動産のみを所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として生活資金を貸付けることにより、その世帯の自立を支援します。
- ・教育支援資金については、貸付件数の増加、相談内容の複雑化・多様化がみられます。このため、世帯の状況把握に努め適切な支援ができるよう、事務処理方法の見直しや改善の検討を行います。

②小口生活資金貸付

- ・病気、災害などにより一時的に生活資金を必要とする世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。
- ・利便性の高い生活福祉資金の緊急小口資金を活用しているため、貸付実績はなく、廃止を含め検討します。
- ・時効相当等の滞納債権の整理をすすめます。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
管理中の債権件数	450 件	350 件	250 件	150 件	50 件

ひとりぐらし高齢者毎日訪問の様子



(3) 災害ボランティア活動の支援

①災害ボランティア登録制度

- ・登録者に対し講座や研修を提供し、平時より災害ボランティアとしてのスキルアップができる体制をつくります。災害時には、ボランティアセンターと登録者が連絡をとりながら、登録者の事情にあわせてボランティア活動を行います。
- ・地域の防災訓練での登録の呼びかけや、学校での災害ボランティア講座などを通して、災害ボランティア活動に対する普及・啓発を進めていきます。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年度末災害ボランティア登録者数	80人	83人	86人	89人	92人

②災害ボランティア支援

- ・災害ボランティア及び災害ボランティアセンターの役割についての周知・啓発や、災害時に災害ボランティアセンターが有効に機能するよう、マニュアルの改訂や訓練などを行います。
- ・災害ボランティアに関するパネルやチラシなどを作成し、あらゆる機会を活用してPRに努めます。また、職員のレベルアップを図るため、勉強会などを実施します。
- ・災害に関する情報発信の仕組みを作り、定期的な情報提供により、災害ボランティア活動をしっかりと支援していきます。

③災害ボランティア講座

- ・災害時に役に立つ基礎知識から、災害ボランティアセンター運営スタッフの養成まで、幅広く災害ボランティアに関する講座を開催します。
- ・学校・地域での出前講座のメニューに加えるなど、幅広い年代層に災害について意識してもらえるような講座を、企画・実施していきます。

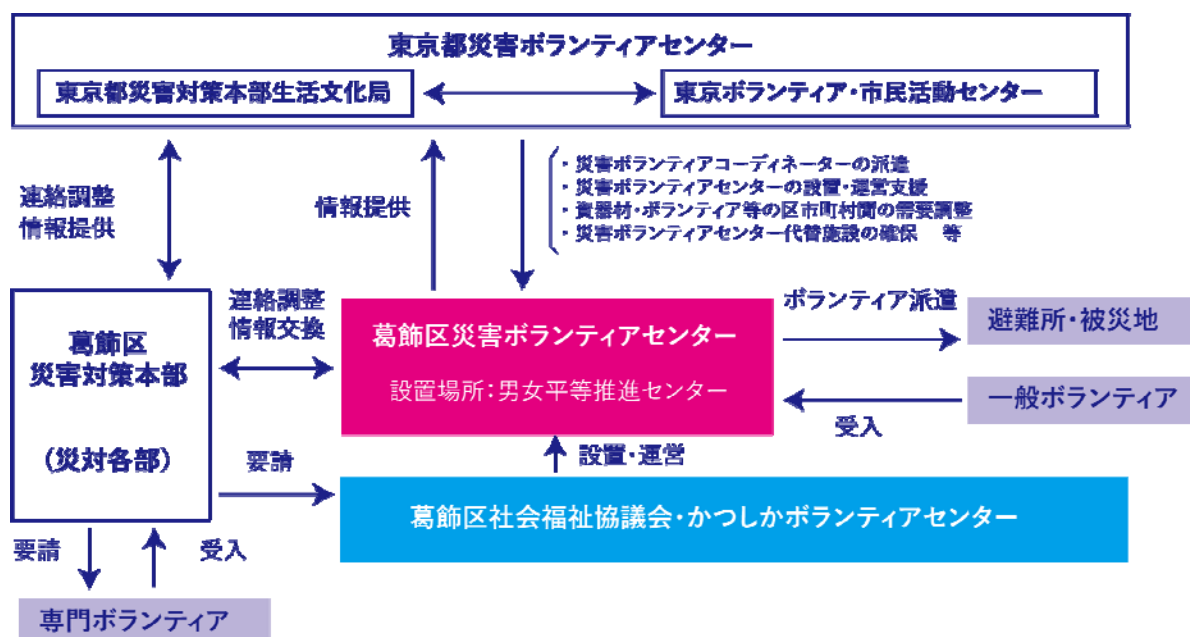


このマークがついている取り組みは、「第2次ボランティア活動推進計画」で重点的に推進する取り組みです。

④関係機関との連携体制づくり

- ・被災時の情報の混乱を避け、活動を円滑にするため、ボランティア団体、NPO、関係機関などと連携して、災害ボランティア連絡会議を開催します。
- ・地域貢献活動サポートデスクと協力しながら、災害支援団体（NPO・NGO）などとの被災時の役割などの把握と確認を行うなど、連携体制づくりに向けた協議を進めます。

災害時の災害ボランティアセンターの役割と連携体制



登録者向け災害ボランティアセンター 設置・運営訓練



基本方針 4

「わがまち葛飾」を実現するための組織をつくります 【社協の組織運営に関する取り組み】

社協運営や情報発信・広報活動の強化、財政基盤の強化など、社協が地域福祉を推進する組織としての運営体制をより強固にしていくための取り組みを推進します。

（１）社協運営の充実

①事業評価制度による事務事業の見直し

- ・より効果的、効率的な法人運営を目指し、多岐にわたる福祉ニーズに的確に対応したサービスが提供できるよう外部委員による評価を含め事業評価を実施します。
- ・より効果的な評価を行うため、事業評価票を改良し、さらなる法人運営の効率化を図ります。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
外部評価事業数	本計画に基づく事業の実施		18 事業	18 事業	評価に基づく事業の展開
内部評価事業数	36 事業	36 事業	18 事業	18 事業	36 事業

②事務局執行体制の構築

- ・地域福祉活動計画の各種活動の進捗を管理し、各種活動が有機的に機能するように努めます。

③活動計画推進体制の整備

- ・PDCAサイクル（5ページ掲載）による進捗管理を行うため、事務事業評価を活用しつつ、必要な推進体制の整備・展開を進めます。

④活動計画に対する区の支援要請

- ・活動計画を推進していくため、区に対し、事業費や人件費等の支援を要請していきます。

(2) 情報発信・広報活動の強化 **重点4**

① 社協だよりの発行

・地域福祉に対する区民の理解と協力を得るため、社協だよりの全戸配布は、前期計画で年4回から拡大した隔月年6回発行を継続します。また、掲載記事についても、社協理解を広げていくため工夫を続けていきます。

② 社協の案内・ガイドブックの発行

- ・地域福祉に対する理解と協力を得るため、「社協のガイドブック」や「三つ折りフレッツ」などを作成し、場面に応じて、区民に配布します。それにより、社会福祉協議会の活動・事業などの周知と宣伝をしていきます。
- ・会員の継続につながるよう、会費の使いみちなどがわかりやすく、会員としての貢献を実感できるような会員向けの「ちらし」などを各年度で発行します。



社協だより



葛飾社協ホームページ（トップページの一部）



葛飾社協キャラクターの**アエナ**ちゃん

地域イベントなどへの参加によるPR

- ・東立石さくらまつり
- ・東京拘置所矯正展
- ・葛飾区産業フェア
- ・ボランティアまつり
- ・かつしかふれあいRUNフェスタ
- ・小地域福祉活動や各事業のイベントや催しなど

協力団体・関係団体などへ会員に向けたPR

- ・各地区福祉協力委員会
- ・各種施設団体などの役員会・催しなど

③ウェブメディアなどの活用

- ・インターネットを利用し、社協ホームページ及びボランティアセンターホームページにより、社協の活動・事業などを公開します。また、最新情報や活動報告などは迅速に更新し、区民の利便性拡大を推進していきます。新たなメディア活用を検討及び実施し、積極的な情報提供を行う「開かれた社協」を目指します。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
新たなメディアの活用				実施	評価・検討
	研究・検討				

④評議員会の審議事項の情報提供等

- ・地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るため、評議員会の傍聴やホームページ上で審議事項の情報提供を行い、さらなる情報公開を進め、区民の社協への理解と関心を高める取り組みを行います。

(3) 財政基盤の強化

①会員増強活動

- ・会員の高齢化や社会の変容とともに、第2次地域福祉活動計画作成年度（平成24年度）より会員数は減少しています。しかし、引き続き福祉協力委員と連携して増強活動を継続し、役員・事務局も地域のあらゆる場で、社協のPRと会員増強に努め、第2次計画作成年度の会員数にまで増加させます。

年次目標	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
会員数	9,350人	9,350人	9,400人	9,450人	9,500人



福祉協力委員
会員増強活動

②事業収入の確保

- ・ 各種事業収入の安定的な確保など、自主財源の充実に努めます。

③区・都・東社協からの助成援助

- ・ 区、都、東京都社会福祉協議会（東社協）、各種福祉財団等からの補助・助成制度を積極的に活用し、財源の確保に努めます。
- ・ 葛飾区からの運営費、事業費に対する補助金以外にも、受託事業や新規事業に積極的に取り組むことにより、補助・助成制度の積極的な活用を図り、財源の確保に努めます。

④基金運用

- ・ 日銀による低金利政策が、ゼロ金利からマイナス金利へと進む中、運用財産（その他財産）の多くは国公債で運用しており、計画期間中の運用益や売買差益は、多くは見込めません。
- ・ 引き続き安定運用に努めます。

⑤募金配分金の活用

- ・ 募金の配分について、地域福祉活動費として活用するとともに、今後、さらに適切な配分とするため、配分方法等の検討を行い、対象事業者団体へ周知を徹底します。